

令和6年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 3-4

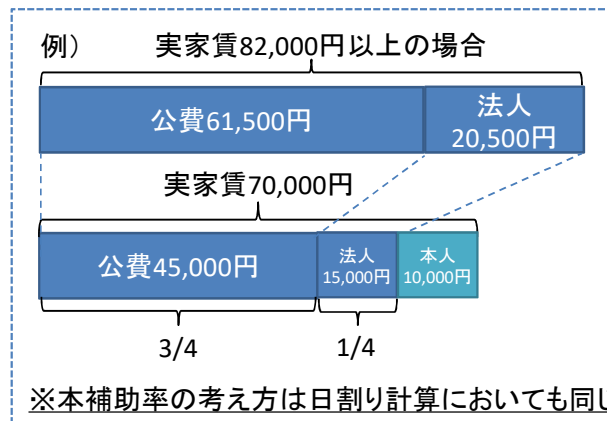
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、
3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人による借り上げ物件が対象であり、法人所有の物件は対象外

■ 補助対象経費は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



令和6年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 3-4

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業（C型除く）、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象
- 施設長を除く、常勤（正規雇用）の保育士、看護師（准看護師、保健師）、教諭（小学校、幼稚園、養護教諭）※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外
- 対象者は世帯主又は準ずる者（世帯総収入の50%超）であること、住宅手当等を受けていないことが条件
- 法人に採用された日から6年以内（予定）
（経過措置）
これまでに事業対象だった方で、引き続き令和6年度も事業対象となる場合の補助要件としては次のとおり
 - 令和2年度からの継続対象者：10年以内
 - 令和3年度からの継続対象者：9年以内
 - 令和4年度からの継続対象者：8年以内
 - 令和5年度からの継続対象者：7年以内

【実施期間と手続き】

■ 令和6年4月1日～令和7年3月31日(予定)

■ 申請に必要な書類(予定) ※変更となる可能性あり

- ・申請書
- ・補助対象者等内訳書及びその内容証明書
- ・不動産賃貸借契約書の写し
- ・住民票の写し(令和6年度発行のもの)
- ・給与明細書の写し
- ・事業者が家賃を振り込んだことを証する書類
- ・雇用契約書の写し
- ・資格証明書の写し
- その他の補足資料など

■ 申請・支払は四半期ごとの実績払

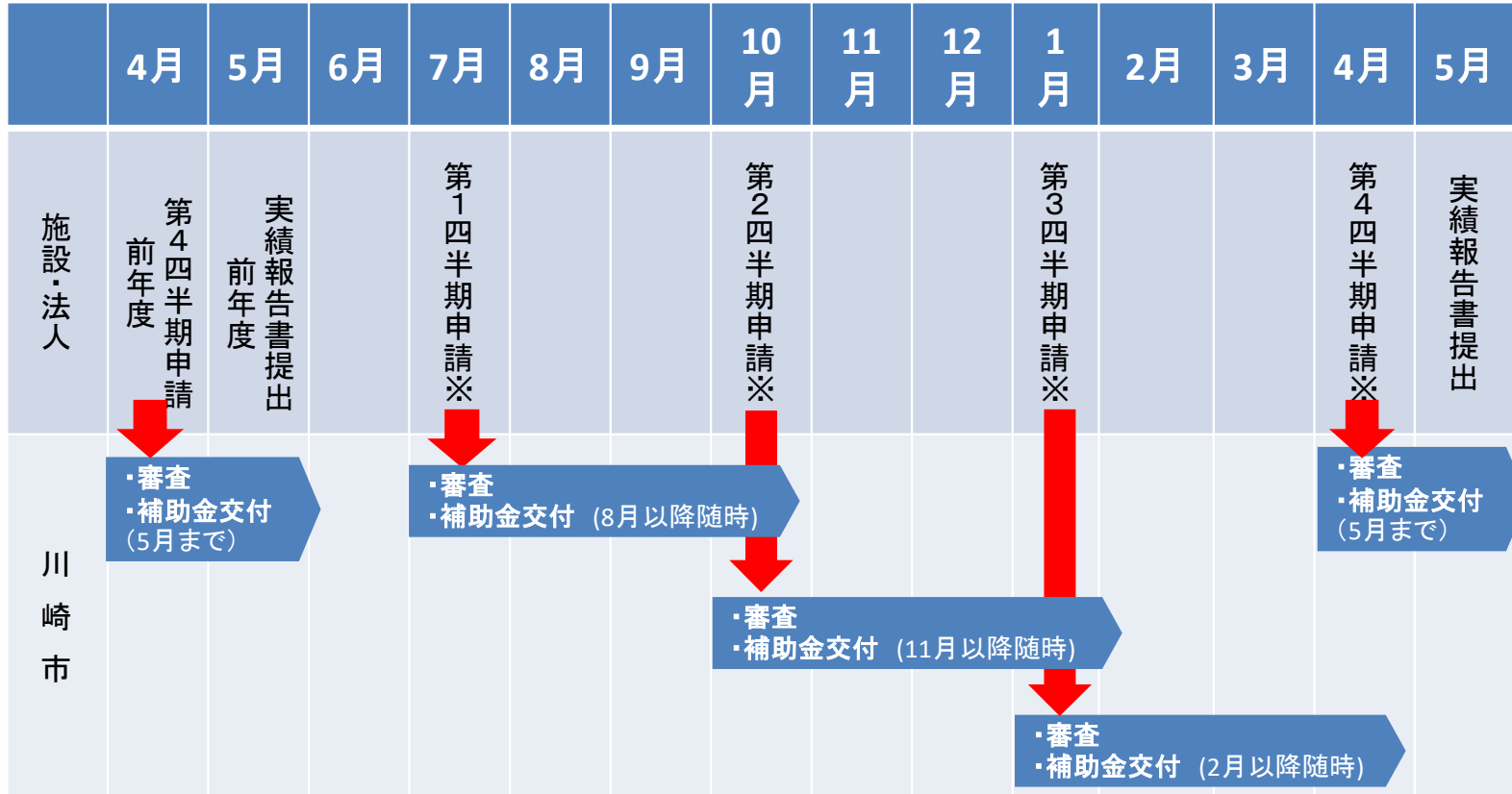
実績報告書(内訳書は四半期ごとに作成)は年1回提出

令和6年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 3-4

年間スケジュール

実施期間：4月1日～3月31日(予定)



※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃までに申請
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

令和6年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 3-4

【川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページに宿舎借り上げ支援事業の制度の詳細や、申請様式等の御案内がありますので、適宜御参照ください。